

## 船橋市広告付き封筒寄附募集要領

### 1. 趣旨

船橋市では、日常業務で使用する広告付きの封筒を寄附していただける広告主または広告代理店を募集します。

### 2. 募集する封筒の種類・規格

別紙「募集する広告付き封筒一覧」のとおり

### 3. 申込方法

#### (1) 提出書類

##### 【寄附申請者が広告主の場合】

- ア 船橋市広告付き封筒寄附申請書
- イ 誓約書
- ウ 市税納付確認書
- エ 掲載する広告原稿案
- オ 事業内容等が分かる資料

##### 【寄附申請者が広告代理店の場合】

- ア 船橋市広告付き封筒寄附申請書
- イ 誓約書
- ウ 市税納付確認書
- エ チェック表 1、2
- オ 掲載する広告原稿案
- カ 事業内容等が分かる資料

「イ 誓約書 (第 2 号様式)」、「ウ 市税納付確認書」及び「カ 事業内容等が分かる資料」については、広告代理店及び広告主の分を提出してください。

なお、「ウ 市税納付確認書」の広告主の分は、委任欄の代理人を広告代理店として、市税納付確認に関する事項を広告主が広告代理店に委任するよう記入してください。

#### (2) 提出先

船橋市役所 9 階 財産管理課 財産管理係 広告掲載事業担当

[zaisankanri@city.funabashi.lg.jp](mailto:zaisankanri@city.funabashi.lg.jp) へ原則メールで提出してください。

メールでの提出ができない場合は、事前にご連絡の上、郵送または平日午前 9 時から午後 5 時までにご持参いただくようお願いします。

### (3) 募集期間

令和6年9月17日(火) 午前9時 から 令和6年10月31日(木) 午後5時 まで

#### 4. 広告掲載できない業種、業者及び内容

船橋市広告掲載に関する要綱第3条、船橋市広告掲載基準第4条、第5条及び第6条に規定する業種、業者及び内容は広告掲載することができません。

また、封筒によっては広告掲載できない業種、業者及び内容を個別に定めている場合があります。

#### 5. スケジュール

- ① 寄附申請をいただき、広告内容・業種・業者に問題がないと判断された場合、寄附候補者として特定し、その旨通知します。
- ② 担当課と協議のうえ書面による覚書を締結します。
- ③ 担当課と事前協議のうえ出力見本を提出していただき、承諾を得た後に封筒を作製していただきます。校正の結果、広告内容・デザイン等について修正を依頼する場合があります。また、必要に応じて校正は複数回となる場合があります。
- ④ 担当課の指定する日、場所に納品していただきます。

#### 6. 注意事項

- ① 広告付き封筒は業務で使用しますので、納期は厳守してください。
- ② 広告の内容等に関する一切の責任は、寄附者に帰属します。(広告代理店が広告主から寄附に関する一切を委任されている場合、寄附者は広告代理店となります。)
- ③ 寄附者には、デザイン料、原稿作製料、印刷費など広告付き封筒の作製及び納品に係る全ての費用を負担していただきます。
- ④ 業務では、原則として受け入れた広告付き封筒を使用しますが、用途により広告無しの封筒を使用する場合があります。
- ⑤ 広告枠以外の部分に、市が指定する文言、デザインを加えていただきます。
- ⑥ 広告枠内右上に「**広告**」と、広告枠外に「事業者より寄贈された封筒を使用しております。広告主及び広告内容については、船橋市が推奨するものではありません。広告内容に関する質問については、広告主に直接お問い合わせください。」と表示していただきます。
- ⑦ 広告主に営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、広告付き封筒を回収し、代替の封筒を市に提供していただきます。
- ⑧ 広告主に問題が発生した等の理由により、市が広告付き封筒の使用を適当でないと認めるときは、市は寄附者に損失補償を行うことなく、当該広告付き封筒の使用を取りやめることができます。
- ⑨ ⑧の場合において、市が広告付き封筒の使用を適当でないと認め、使用を取りやめたときは、広告代理店と広告主の間の契約について、市は何ら関与しないものとします。
- ⑩ 広告代理店は広告主との契約書のひな型や定型約款等を市に提出するとともに、広告主から受け取る金額の合計等を市に報告していただきます。

⑪ 船橋市広告掲載に関する要綱及び船橋市広告掲載基準を遵守してください。

## 7. その他

募集に関するお問合せは財産管理課に、個別の封筒に関するお問合せは担当各課にお願いします。

船橋市役所 9階 企画財政部 財産管理課  
広告掲載事業担当

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

TEL : 047-436-2174

FAX : 047-436-2058

Email : [zaisankanri@city.funabashi.lg.jp](mailto:zaisankanri@city.funabashi.lg.jp)